

次ページに  マークについて、より詳しく見るができます

<法務> 令和5年4月27日より施行

注1

「相続土地国庫帰属制度」



どのような土地でも国庫に

注2

帰属できるわけではありません。

建物付きはダメ！

※内容のご質問等については、TEL 0258-34-3213 担当 司法書士大野豊事務所 大野 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。

■「相続土地国庫帰属制度」とは？(注1)

相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限ります。）により土地の所有権又は共有持分を取得した方が、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度です。

■どのような土地でも所有権を国庫に帰属させることができるのですか？(注2)

以下のいずれかの要件に該当する土地については、国庫に帰属させるための申請を行うことができません。

- ① 建物がある土地
- ② 担保権や使用収益権が設定されている土地
- ③ 他人の利用が予定されている土地
- ④ 土壌汚染されている土地
- ⑤ 境界が明らかでない土地・所有権の存否や範囲について争いがある土地

その他に、審査の段階で不承認となる土地もあります。

■どのように申請手続きを行うのですか？

申請先は、土地の所在する法務局の本局になります。

制度の利用には、審査手数料及び負担金の納付が必要です。

申請手続きのおおまかな流れは、以下のようになります。

- ① 法務局への相談
- ② 申請書類の作成・提出
- ③ 負担金の納付

詳しくは、司法書士にお尋ねください。